

高次脳機能障害 —近年の動向の概要—

医療研究研修部 新開 由香理

1. はじめに

交通事故で脳に外傷を受けた被害者が、外見上は回復しているように見えるのに職場や学校に戻れないようなことがある。物忘れがひどかったり、とっさの判断ができなかったり、職場に戻ってもすぐに感情的にキレて周囲と衝突し辞めてしまう、家庭内では家族と衝突してしまったりすることがある。このような症状を、自動車損害賠償の分野では“脳外傷による高次脳機能障害”と呼んでいる。

“脳外傷による高次脳機能障害”は、脳損傷が原因となって記憶障害、注意障害、社会的行動障害などが生じる脳の精神機能障害を指している。外見上は回復しているように見える者が多いことから、“見逃されやすい障害”とも呼ばれている。

医療の進歩によって交通事故被害者は多く助かるようになった反面、上記のように一見回復したように見えても、実際に元の生活に戻ると対人関係の衝突などの様々な問題を起こすことがある。過去においては、医療・福祉の場面において、高次脳機能障害のごく一部が診療報酬の対象となっているにすぎず、高次脳機能障害による精神機能障害が中心で肢体不自由などの身体機能障害を伴わないようなケースでは、十分な公的な支援を受けられないこともあり、自分自身の病識に欠ける例では被害者自身よりも、被害者を支える家族が苦境に陥ることもあった。そのような中でやがて全国各地に家族会ができ、その家族会は国を動かした。平成12年度に当時の運輸大臣の通達により、自動車保険料率算定会（以下 自算会という。現：損害保険料率算出機構）は、高次脳機能障害認定システム確立検討委員会を設置し、交通事故後の高次脳機能障害を後遺障害としての確に評価するための検討が始まった。この検討委員会には脳神経外科、リハビリ科、ソーシャルワーカー、弁護士などの専門家から構成され、見逃されやすい障害を漏れなく審査するために、審査対象とする事案の選別要件を明確にし、医学的に公正に評価するための脳外傷による高次脳機能障

害の捉え方を整理し、関係各所に周知の上、運用が開始された。この仕組みは、その後、定期的に見直しが行われており、交通事故損害賠償における“脳外傷による高次脳機能障害”の障害像の捉え方、そして損害調査のベースとなっている。

厚生労働省は、上記の平成12年度当時の自賠責保険・共済（以下 自賠責という。）の動向に続き、平成13年度から平成17年度に「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、これに続く平成18年度からの「高次脳機能障害支援普及事業」により、医療機関で行われる高次脳機能障害者の診断・評価・機能回復訓練などは飛躍的に進展したといわれている。

2. この20年間の自賠責での後遺障害認定にかかる動向

前述したように、自賠責での“脳外傷による高次脳機能障害”に関する後遺障害認定は、平成12年度から高次脳機能障害認定システムを確立するとともに実施、運用してきた。その後、平成15年度、18年度、22年度、30年度に同認定システムの見直しをしてきているが、運営が開始されて約20年が経過する現在でも考え方に大きな変更はない。

高次脳機能障害認定システムの確立・運用から現在までの自賠責と労災保険における取組みの経過は概ね以下のとおりであり、直近では平成30年5月に損害保険料率算出機構から報告書が公表されている^[1]。

- | | |
|----------|---|
| 平成12年 6月 | 「今後の自賠責保険のあり方にかかる懇談会」後遺障害部会
の中間報告において高次脳機能障害の救済対策が必要であることを指摘 |
| 6月 | 自動車交通局長から自算会理事長にあて、自賠責保険に係る
高次脳機能障害認定システムの確立について指導通達を发出 |
| 12月 | 自算会「高次脳機能障害認定システム確立検討委員会」が報
告書を取りまとめる |
| 平成13年 1月 | 自算会に「高次脳機能障害認定システム」が設置され、専門
家からなる「高次脳機能障害審査会」により1月受付分よ
り認定業務を開始 |
| 平成15年 8月 | 厚生労働省が労災保険における高次脳機能障害等について認
定基準を改正 |

- 9月 自動車交通局保障課長が損害保険料率算出機構にあて「自賠責保険にける神経系統又は精神の障害に関する認定システムの確立」を指示
- 12月 「神経系統又は精神の障害認定システム検討委員会」が検討結果を取りまとめて、新たに運営
- 平成18年6月 国土交通省は、「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書をまとめ、損害保険料率算出機構に現行認定システムのフォローアップすべき時期にきていると指摘
- 9月 損害保険料率算出機構内に検討委員会を設立し認定方法の見直しを行う。
- 平成19年2月 上記委員会の報告書を取りまとめる
- 平成22年7月 国土交通省は、損害保険料率算出機構にあて「自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの充実について」により検討を要請
- 9月 損害保険料率算出機構内に検討委員会を設立し認定方法の見直しを行う。
- 平成23年3月 上記委員会の報告書を取りまとめる
- 平成25年6月 厚生労働省は都道府県労働局労働基準部労災補償課長にあて「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」を通知
- 平成29年10月 国土交通省は、損害保険料率算出機構にあて「自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの充実について」により検討を要請
- 平成30年5月 上記委員会の報告書を取りまとめる

3. 最近の裁判例の傾向

最近の民事裁判例における交通事故に伴う高次脳機能障害の存否にかかる判断傾向を見直すため、自保ジャーナルに掲載され、主な争点が脳損傷の有無である判例の判断理由の傾向をみた。

交通事故損害賠償実務でいう高次脳機能障害の捉え方は、上記で示した自賠責における、高次脳機能障害認定システムにかかる高次脳機能障害の捉え方に

依拠しているが、民事裁判では、自賠責の基準や捉え方に拘束されることなく、回復しない身体・精神機能の不調によって生じる状態を金銭賠償する為に妥当な損害算定をすればよい。しかしながら、実際のところ、民事裁判においても自賠責の考え方が引用され判断が示されることが多い。このことは、①一定の基準に従って等級認定することにより他の事件との均衡を保つこと（被害者間の平等）、②自賠責の高次脳機能障害に関する医学的な考え方は、現在の医学的知見や画像診断技術に基づいて客観的かつ公平に評価、判断する為に効果的な後遺障害評価手法であること、これら2つの背景があるからである^[2]。

そして、最近の裁判例における脳損傷の有無の判断傾向は、以下のとおりであり、従来と変わらないものと考えられた。

(1) MTBI（軽度外傷性脳損傷）と診断されている症例

- ・CTやMRIによる脳の器質的損傷を裏付ける画像所見が明らかでなく、事故後の意識障害も明確でない事案でMTBIと診断されている例がある。そのような事案は、訴える症状の原因が脳の器質的損傷によるのか、そして脳の器質的損傷を原因として高次脳機能障害を生じたのか否かが争点となる傾向にある。そして脳の器質的損傷によるか否かの判断を踏まえ、障害の軽重により等級を判断し、労働能力喪失率を導き損害額を認定している。

(2) 脳外傷による高次脳機能障害を医学的に判断するために

- ・画像所見のほか、意識障害の有無・程度・持続時間、症状経過の3つの側面から当該事故により脳に損傷を負い、それにより高次脳機能障害を残したのか否かが総合的に判断されている。
- ・脳外傷による高次脳機能障害は、急性期には重篤な症状が発現していても時間の経過とともに軽減傾向を示す場合がほとんどである。事故から時間が経過してからの障害の顕在化例では、事故との因果関係が否定される傾向にある。
- ・神経心理学的検査結果の推移が判断理由に採用されている判例もあったが、そばで観察する者による日常生活上における具体的なエピソードを神経心理学的検査結果に照らしながら総合的に判断している。

(3) 画像検査による障害評価

- ・CT、MRIによる所見により脳の器質的損傷の有無を判断している傾向にある。
- ・SPECT、PET等による所見は、当該交通事故による脳の器質的損傷の有

無を判断するには不適とし、当該事故により脳に器質的損傷を負った根拠に採用されない傾向にある。

4. JA共済総研で実施した研究

J A共済総研がこれまでに実施した高次脳機能障害にかかる研究は、①高次脳機能障害の認否が争われた裁判例の判断に関する考察、②高次脳機能障害と画像所見との関係に関する賠償科学的側面、③脳損傷後の高次脳機能障害の評価における神経心理学的検査の現状がある。

(参考文献)

- [1] 損害保険料率算出機構ホームページ https://www.giroj.or.jp/cali_survey/brain.html 2020.8.31 閲覧
- [2] 松居英二．交通事故損害賠償における高次脳機能障害の損害評価．日本職業・災害医学会誌．2012；60(4)：194-198．